

平成20年4月集金分から 公共下水道使用料金が変わります。

現在の使用料金表 (消費税抜き)

| 汚水の種類 | 使用料 (1月につき) | | | |
|-------|-------------|------------|----------------------------|------|
| | 料金区分 | 水量区分 | | |
| 一般汚水 | 基本料金 | 10立方メートルまで | | 700円 |
| | 超過料金 | 1立方メートルにつき | 10立方メートルを超え 20立方メートルまで | 90円 |
| | | | 20立方メートルを超え 30立方メートルまで | 105円 |
| | | | 30立方メートルを超え 50立方メートルまで | 120円 |
| | | | 50立方メートルを超え 100立方メートルまで | 135円 |
| | | | 100立方メートルを超え えるもの | 150円 |
| 浴場汚水 | 1立方メートルにつき | | 25円 | |

現在、大洲市では市民生活の環境整備と河川、地下水などの水質保全を図るため、公共下水道の整備を重要施策に位置付け、平成元年度より取り組んでいるところです。

この公共下水道事業は、独立採算が原則であり、『使用料収入による経営』が基本となっています。しかしながら、すべての費用を使用料収入で賄おうとすれば使用料が著しく高額となり、住民の方々に多大なご負担をおかけしますので、当市では汚水処理に係る維持管理費に限定して使用料を算定し、費用の不足分は一般会計からの繰出金に依存してまいりました。

このような経営体制の下、平成18年に行政改革大綱が策定され『使用料の見直し』がプラン化されました。そこで維持管理費に対する使用料率が6割程度と依然として低いのを、7割、8割程度に自律回収できるようにと、今回の『2段階の使用料改定』となりました。

今後とも経営改善を図り、より良いサービスに努めてまいりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

平成22年4月集金分から (消費税抜き)

| 汚水の種類 | 使用料 (1月につき) | | | |
|-------|-------------|------------|-------------------------------|------|
| | 料金区分 | 水量区分 | | |
| 一般汚水 | 基本料金 | 8立方メートルまで | | 800円 |
| | 超過料金 | 1立方メートルにつき | 8立方メートルを超え 20立方メートルまで | 135円 |
| | | | 20立方メートルを超え 30立方メートルまで | 145円 |
| | | | 30立方メートルを超え 50立方メートルまで | 155円 |
| | | | 50立方メートルを超え 100立方メートルまで | 165円 |
| | | | 100立方メートルを超え 1,000立方メートルまで | 175円 |
| | | | 1,000立方メートルを超え えるもの | 100円 |
| 浴場汚水 | 1立方メートルにつき | | 27円 | |

平成20年4月から平成22年3月集金分まで (消費税抜き)

| 汚水の種類 | 使用料 (1月につき) | | | |
|-------|-------------|------------|-------------------------------|------|
| | 料金区分 | 水量区分 | | |
| 一般汚水 | 基本料金 | 8立方メートルまで | | 700円 |
| | 超過料金 | 1立方メートルにつき | 8立方メートルを超え 20立方メートルまで | 110円 |
| | | | 20立方メートルを超え 30立方メートルまで | 125円 |
| | | | 30立方メートルを超え 50立方メートルまで | 135円 |
| | | | 50立方メートルを超え 100立方メートルまで | 150円 |
| | | | 100立方メートルを超え 1,000立方メートルまで | 160円 |
| | | | 1,000立方メートルを超え えるもの | 100円 |
| 浴場汚水 | 1立方メートルにつき | | 26円 | |

下水道使用料に関する問い合わせ先 市役所下水道課管理係 ☎24-2111 (内線252、255)

手数料改定

住民票などの手数料や市税の証明手数料を改定します

大洲市では行財政改革に伴う手数料の見直しのため、大洲市手数料条例の一部を改正し、住民票などの手数料や租税公課に関する証明手数料について、ことし4月1日から次のとおり改定します。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

| 証明などの種類 | | 手数料 | | 証明などの種類 | 現行(詳細省略) (平成20年3月31日まで) | 改定後 (平成20年4月1日から) | |
|----------------|----|------------------|------------------|---------------------|----------------------------|----------------------|--------------------------------|
| | | 現行(平成20年3月31日まで) | 改定後(平成20年4月1日から) | | | | |
| 住民票の写し | 1件 | 200円 | 300円 | 課税・所得(非課税)証明 | 1件につき200円 | 1件につき300円 | |
| 住民票の閲覧 | 1件 | 200円 | | 納税証明 | 1件につき200円 | 1件につき300円 | |
| 住所居所に関する証明 | 1件 | 200円 | | 固定資産評価証明、公課証明、名寄帳 | 土地に関する証明 | 1件につき200円 | 10筆まで300円、11筆以上は5筆を単位として100円加算 |
| 事実に関する証明 | 1件 | 200円 | | | | 家屋に関する証明 | 1件につき200円 |
| 身分に関する証明 | 1件 | 200円 | | 公簿、公文書および図面などの謄本・抄本 | 1件につき200円 | | 1枚につき300円 1枚増すごとに100円加算 |
| 印鑑登録証の交付 | 1件 | 100円 | | 公簿、公文書および図面などの閲覧 | 1件につき200円 | 1件につき300円 | |
| 印鑑に関する証明 | 1件 | 200円 | | | | | |
| 戸籍の附票の写し | 1件 | 200円 | | | | | |
| 外国人登録原票記載事項証明書 | 1件 | 200円 | | | | | |

【廃止する事業】 ○は実施していた旧市町村

| 事業名 | 旧市町村名 | | | |
|----------------|-------|----|----|----|
| | 大洲 | 長浜 | 肱川 | 河辺 |
| 敬老年金支給事業 | ○ | | ○ | ○ |
| 寝たきり老人紙おむつ支給事業 | | ○ | ○ | ○ |
| 高齢者温泉利用補助金 | | | ○ | |
| 人工透析患者通院助成事業 | | | ○ | ○ |
| 重度障害者タクシー利用助成金 | | ○ | | |
| 心身障害者見舞金 | | ○ | | |
| 心身障害児福祉手当 | | ○ | | |
| 敬老会補助金 | ○ | ○ | ○ | ○ |

市町村合併により、平成17年1月11日に旧大洲市と長浜町・肱川町・河辺村の1市2町1村が合併をして新大洲市が誕生しました。

この合併により、それぞれの市町村で実施していた福祉関連諸施策の見直しの中で、3年間または一定期間内の調整を定め、継続実施してきた地域限定事業を廃止し、ことし4月から新市全域を対象として、新たに3つの事業を開始します。

福祉関連の地域限定事業について

【新たに開始する事業】

| 事業名 | 対象者 | 事業内容 |
|---------------|----------------------------------|---|
| 家族介護用品支給事業 | 要介護4または5の高齢者を在宅で介護する市民税非課税世帯の家族 | 支給品目：紙おむつ・使い捨て手袋・清拭剤・ドライシャンプー 支給限度額：5,000円/月以内 |
| 人工透析患者通院等支援事業 | 市民税非課税世帯の人工透析患者で更生医療の支給決定を受けている人 | 通院距離が2キロメートルを超える場合 5,000円/月 通院距離が2キロメートル以内の場合 3,000円/月 |
| 敬老会補助金 | 75歳以上の人 | 地区均等割5,000円 人数割2,000円/一人当たり |

問い合わせ先
家族介護用品支給事業
市役所高齢福祉課高齢者福祉係
☎2111(内線171)

人工透析患者通院等支援事業
市役所高齢福祉課障害福祉係
☎2111(内線173)

敬老会補助金
保健(老人福祉)センター
☎0310

大洲市の建設発生土を「農地盛土」や「民間造成地など」にお譲りします！

大洲市都市整備課では、東大洲地区に都市公園「ふれあいパーク」（仮称）を整備しています。この現場で多量の建設発生土（粘性土）が生じます。この発生土をコスト縮減や資源の有効活用を図る観点から、近隣の「民間造成地など」へ無償で搬出するものです。その受け入れを希望する人を募集します。

◎公募期間

4月1日(火)から9月30日(火)まで

◎公募資格

- ・土砂受け入れ地が大洲市内50キロメートル範囲とし、10トンダンプが通行できること。
- ・受け入れ量が200立方メートル以上であること。
- ・受け入れ地の面積が3000平方メートル以上の箇所は、「愛媛県の土砂条例」や「公有水面埋立法」などの関係法令の許可手続きなどを、受け入れ側にて完了させること。
- ・農地盛土は、農業委員会の指導を受けること。
- ・土砂は、発生した状態（粘性土）で受け入れること。
- ・大洲市は土砂運搬のみであり、それ以外に係る施工が行える人。

◎申し込み方法

- ・申込書を持参して提出すること。
- ・必要な書類の様式などについては、下記までお問い合わせください。

◎選考基準

- ・土砂搬出の経済性を考慮して、受け入れ候補者の中から受け入れ者を決定します。
- ・公募資格に適応し、かつ大洲市長の定める人とする。

◎質問・問い合わせ先

市役所都市整備課都市計画係 ☎24-2111（内線246）
E-mail toshiseibika@city.ozu.ehime.jp



「ねんきん特別便」によるご本人の確認および手続きを経て、はじめて記録が結びつくことができます。お手元に届きました「ねんきん特別便」により、ご自身の年金記録に記載もれや誤りがないかをご確認の上、必ずお手続きください。

- ・年金受給者の方々には4月から5月までの間に、現役加入者の方々には6月から10月までの間に、

基礎年金番号に結びついていない約5000万件の記録について、平成19年11月からコンピュータによる名寄せ作業を開始し、その結果、皆さんの基礎年金番号の記録と結びつく可能性のある記録が出てきた人に、昨年12月からことし3月までの間に、「ねんきん特別便」を順次お送りします。それ以外のすべての皆さんにも、順次「ねんきん特別便」をお送りいたします。

社会保険庁が
「ねんきん特別便」
をお送りします。

記録の確認をお願いいたします！

ようお願いします。

〈問い合わせ先〉

ねんきん特別便専用ダイヤル
☎0570(058)555
(IP電話、PHPからは
03(6700)1144)

*住所変更の届出がお済みでない人は、大切な「ねんきん特別便」をお届けできません。住所の変更・訂正はご自身による手続きが必要です。

（住所変更の手続き先）

- ・国民年金第1号被保険者
…お住まいの市役所窓口
- ・厚生年金加入者、国民年金第3号被保険者
…勤め先の社会保険担当者

・年金受給者

…お近くの社会保険事務所（変更届のハガキは市の年金係窓口にあります。）

国民年金保険料

国民年金保険料の 口座振替による前納は『とってもお得です』

- 口座振替が開始されるまで、お申し込み後2ヵ月程度かかります。
1年度分および上期6ヵ月分(4~9月分)は**2月末まで**に、また、下期6ヵ月分(10~3月分)は**8月**末までに、社会保険事務所必着となるようにお早めにお申し込みください。
- すでに口座振替で前納されている人(引き続き第1号被保険者である人)は、毎年お申し込みしていただく必要はありません。

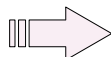
1年度分の 口座振替前納

1年度分(4月分~翌年3月分)の保険料を口座振替によりまとめて前納すると、現金で月々保険料を納付した場合に比べ、

年間 3,620円の割引になります。

1年度分保険料
(現金月々払い)

14,410円 × 12月
172,920円



1年度分保険料
(口座振替前納)

3,620円割引
169,300円

月々翌月末までに納付

★4月末に一括引落

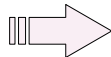
6ヵ月分の 口座振替前納

6ヵ月分(4月分~9月分、10月分~翌年3月分)の保険料を口座振替によりまとめて前納すると、現金で月々保険料を納付した場合に比べ、

それぞれ **980円(年間 1,960円)**の割引になります。

6ヵ月分保険料
(現金月々払い)

14,410円 × 6月
86,460円



6ヵ月分保険料
(口座振替前納)

980円割引
85,480円

月々翌月末までに納付

★●4月分~9月分は4月末に一括引落
●10月分~翌年3月分は10月末に一括引落

★月末が休日の場合は、翌営業日が引落日となります。

原則として、初めて口座振替で1年度分の前納を申し込まれた人は13ヵ月分(3月分+4月分~翌年3月分)を、6ヵ月分の前納を申し込まれた人は7ヵ月分(3月分+4月分~9月分)または(9月分+10月分~翌年3月分)の保険料を引き落しさせていただきますので残高不足にご注意ください。

平成20年度 国民年金保険料 納入額早見表 (現金納付・口座振替比較)

| ■平成20年度■ | 1ヵ月分 | | 6ヵ月分 | | 1年度分 | |
|-------------------------------|---------|-----|---------|------|----------|--------|
| | 保険料額 | 割引額 | 保険料額 | 割引額 | 保険料額 | 割引額 |
| 毎月納付(納付書による現金納付および翌月末振替の口座振替) | 14,410円 | — | 86,460円 | — | 172,920円 | — |
| 毎月振替・【早割】(当月末振替の口座振替) | 14,360円 | 50円 | 86,160円 | 300円 | 172,320円 | 600円 |
| 6ヵ月前納(現金納付) | — | — | 85,760円 | 700円 | 171,520円 | 1,400円 |
| 6ヵ月前納(口座振替) | — | — | 85,480円 | 980円 | 170,960円 | 1,960円 |
| 1年前納(現金納付) | — | — | — | — | 169,850円 | 3,070円 |
| 1年前納(口座振替) | — | — | — | — | 169,300円 | 3,620円 |

※一部納付(一部免除)されている人は「毎月納付(翌月末振替)」のみのご利用となります。

『クレジットカード納付を導入しました』

平成20年2月より、クレジットカードによる国民年金保険料の納付が可能となりました。

クレジットカード納付は被保険者ご自身から事前にお申し込みいただき、以後、継続的にクレジットカード会社が社会保険庁に立替納付を行うものです。(クレジットカードを提示され、直接納付いただく方法ではありません。)

クレジットカード納付を希望の場合は、社会保険事務所へお申し込みください。クレジットカード納付では口座振替による毎月振替【早割】は適用されません。また、6ヵ月前納・1年前納の割引額は現金納付の割引額となります。

問い合わせ先 松山西社会保険事務所 ☎089 (925) 5105